

議案第 23 号

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しのための改正

## 飛驒市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する 条例

飛驒市老人福祉センター割石温泉条例（平成16年飛驒市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表使用料金表 1 入館料の表を次のように改める。

### 1 入浴料

区分	入浴料（1人1回）	回数券（11回券）
本市に住所を有する65歳以上の者	200円	2,000円
身体障害者手帳の交付を受けその程度が4級以上の者	200円	2,000円
療育手帳の交付を受けその程度がB1級以上の者	200円	2,000円
精神保健福祉手帳の交付を受けた者	200円	2,000円
生活保護を受けている者	200円	2,000円
一般（12歳以上の者）	400円	4,000円
中人（6歳以上12歳未満の者）	200円	2,000円
小人（6歳未満の者）	無料	-

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 飛騨市老人福祉センター割石温泉条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略 別表（第5条関係） 使用料金表 1 入館料			本則・附則 略 別表（第5条関係） 使用料金表 1 入浴料		
区分	入館の際納入する 場合	回数券	区分	入浴料（1人1 回）	回数券（11回券）
本市に住所を有する65歳以上の者	1人 1回 240円	11回券 2,400円	本市に住所を有する65歳以上の者	200円	2,000円
身体障害者手帳の交付を受けその程度が4級以上の者	1人 1回 240円	11回券 2,400円	身体障害者手帳の交付を受けその程度が4級以上の者	200円	2,000円
療育手帳の交付を受けその程度がB1級以上の者	1人 1回 240円	11回券 2,400円	療育手帳の交付を受けその程度がB1級以上の者	200円	2,000円
精神保健福祉手帳の交付を受けた者	1人 1回 240円	11回券 2,400円	精神保健福祉手帳の交付を受けた者	200円	2,000円
生活保護を受けている者	1人 1回 240円	11回券 2,400円	生活保護を受けている者	200円	2,000円
一般（12歳以上の者）	1人 1回 410円	11回券 4,100円	一般（12歳以上の者）	400円	4,000円
中人（6歳以上12歳未満の者）	1人 1回 160円	11回券 1,600円	中人（6歳以上12歳未満の者）	200円	2,000円
小人（6歳未満の者）	1人 1回 100円	11回券 1,000円	小人（6歳未満の者）	無料	＝
以下 略			以下 略		

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について												
担当部	市民福祉部												
提案理由	飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しのための改正												
制定改廃の根拠等	市独自の改正												
条例の概要	<p>1 改正の趣旨</p> <p>入浴料支払い時の硬貨枚数を減らすことで、施設利用者の会計手続の煩雑さを解消するとともに、施設職員の事務負担の軽減を図るため、入浴料を改正するもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 入浴料を10円単位から100円単位の設定に整理する。</p> <p>(2) 小人（6歳未満の者）の入浴料を他の温浴施設の取扱いと合わせて無料とする。</p> <p style="text-align: right;">（別表関係）</p>												
市民への影響等	<p>中人（6歳以上12歳未満の者）は40円の値上げとなるが、岐阜県が発行する「ぎふっこカード」を提示することで県民は無料となる。</p> <p style="text-align: center;">（参考）令和3年度割石温泉利用状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の高齢者等（市民）</td> <td>26,296人</td> </tr> <tr> <td>一般（12歳以上）</td> <td>15,539人</td> </tr> <tr> <td>中人（6歳以上12歳未満）</td> <td>530人</td> </tr> <tr> <td>小人（6歳未満）</td> <td>632人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>42,997人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用人数	65歳以上の高齢者等（市民）	26,296人	一般（12歳以上）	15,539人	中人（6歳以上12歳未満）	530人	小人（6歳未満）	632人	合 計	42,997人
区 分	利用人数												
65歳以上の高齢者等（市民）	26,296人												
一般（12歳以上）	15,539人												
中人（6歳以上12歳未満）	530人												
小人（6歳未満）	632人												
合 計	42,997人												
施行日	令和5年4月1日												
備考													